

一般社団法人 いばらき県北里親家庭支援センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人いばらき県北里親家庭支援センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県日立市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社会的養護を必要とする子どもと里親家庭を支援し、地域全体で子どもを育む環境を整備することを目的とする。また、地域住民に対する交流と支援活動を通じて、子どもの健全育成及び地域福祉の向上に寄与する。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 里親希望者に対する情報提供・研修事業
2. 里親委託率向上に向けた取り組み
3. 里親家庭に対する支援ネットワークの構築
4. 子どもと家庭を取り巻く地域ネットワークの構築及び関係機関との連携事業
5. 子ども食堂の運営及び食支援事業
6. 子どもと里親家庭に関する広報・啓発活動
7. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子広告により行う。

2 前項の規定にかかわらず、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第9条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(議決権)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成し、正会員は、各1個の議決権を有する。

2 賛助会員は、社員総会に出席して意見を述べることはできるが、議決権は有しない。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年5月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事会の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会において定める。

(任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け

る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 当法人の業務執行に関する事項
- (2) 代表理事の選定及び解職
- (3) 社員総会に付議すべき事項
- (4) その他、法令又は定款で理事会の権限とされた事項

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令に従い議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第34条 当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 關貴教 關いくえ 関根徳生 関根由喜 土屋周一

設立時代表理事 關貴教

設立時監事 関根徳也